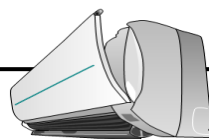


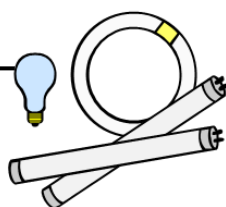
迫り来る。『2027年問題』

エアコンの2027年問題



国の定める省エネ基準の大幅な引き上げにより、2027年4月以降は、基準を満たさない、現在のいわゆる「安いスタンダードモデル」の製造・販売が出来なくなる問題です。モデル整理や価格上昇につながる可能性があります。

蛍光灯の2027年問題



水銀による環境汚染を減らすための国際条約により、2027年末までに一般照明用蛍光灯の製造・輸出入が原則禁止される問題です。在庫が尽きる前に計画的なLED照明への更新が必要です。

2027年問題と点検商法の関係



アリンシュタイン

2027年問題を口実に「今すぐ交換しないと使えなくなる」「法改正で点検が義務化された」などと不安をあおり高額な契約をさせる点検商法が発生する可能性があります。

覚えておきたい主なポイント

- ・今使っているエアコンや蛍光灯が2027年に突然使えなくなるわけではありません。**即時交換の義務はありません。**
- ・現行型エアコンの在庫や中古品が販売禁止になるということでもありません。
- ・エアコンや照明器具は、**必要に応じて計画的に交換してください。**



アリンコちゃん

点検商法とは？

事業者が訪問し「今なら無料で点検します」と言われ、点検してもらうと、「このままでは大変なことになる！すぐに修理が必要」などと不安をあおり、工事や商品の契約をその場で迫る悪質な手口です。「今日契約するとお得ですよ」と契約を急かされるケースもあり、注意が必要です。

クーリング・オフ制度

- 訪問販売で契約した場合は^{※1} **クーリング・オフ**ができます。契約書面を受け取った日を含め8日以内に書面又は電子メールで契約先にクーリング・オフ通知します。

※1（**クーリング・オフ**制度とは、対象となる取引において消費者が申し込みや契約をした後に、一定期間内であれば無条件で契約の申し込み撤回や契約の解除ができる消費者保護制度です）

トラブルにあわないために

- ・突然訪問してきた業者に安易に点検させないようにしましょう。
- ・その場ですぐに判断せず、家族に相談し複数業者から見積もりをとるなど慎重に検討しましょう。
- ・**「不要です」とハッキリ断りましょう。**
- ・不安を感じたらすぐに**消費生活相談窓口**に相談しましょう。



西諸県地域消費生活相談窓口（小林市役所市民課内）

- 相談窓口専用電話

☎ **23-1179（直通）又は188（局番なし）**

- 受付時間（土日祝日・年末年始を除く）

9：00～12：00、13：00～16：00

※来所相談を希望される方は、事前の連絡をお願いします。

